法第11 条第1 項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、法第11 条第3 項、住民票省令第3 条に基づき公表する。

令和4年度分

閲　覧 年月日	国、地方公共団体機関の名称	請求事由の概要		閲覧に係る住民の範囲	閲 覧 件 数
		法令で定める事務遂行のため必要とする事務の内容	その根拠となる法令の名称		
令和4年8月30日	佐賀中部保健福祉事務所	国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行う。	健康増進法第10条	田柄地区	78